

口座振替約款（投資信託、公共債、投資信託定時定額購入サービス用）

第1条

この約款は、お客さま（以下「申込者」といいます。）と株式会社岩手銀行（以下「当行」といいます。）の間で、投資信託、公共債、投資信託定時定額購入サービスの申込にかかる購入代金の口座引落しに関する取り決めです。

第2条

申込者が「投資信託募集・購入申込書」「債券購入申込書」「投資信託定時定額購入サービス申込書」により申込んだ購入代金相当額（手数料、諸費用を含む）を、「投資信託受益権振替決済口座開設申込書」「債券取引口座開設申込書」に記載の指定預金口座（指定預金口座の変更手続きをした場合は変更後の預金口座）より引落します。

第3条

預金の引落しにあたっては、普通預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、預金払戻請求書の提出または小切手の振出を受けることなく行います。

第4条

払込時の振替請求金額が、振替元の預金残高を上回っているときは、当座貸越を利用できる範囲の金額であっても、申込者に通知することなく処理不能として取扱います。

第5条

本約款による手続きに関して仮に紛議が生じても、当行の責めによる場合を除きその責を負いません。

以 上

2024年10月7日
株式会社岩手銀行